

緑の回廊三国線設定方針

平成12年度設定
令和4年度一部改定

関東森林管理局

緑の回廊三国線設定方針

国有林野における緑の回廊の設定について（平成12年3月22日付12林野経第10号林野庁長官通達。以下「設定要領」という。）の第3の1の（1）に定める関東森林管理局緑の回廊設定方針は次のとおりとする。

第1 緑の回廊の位置及び区域

1 設定の目的

関東森林管理局が管轄する国有林野において、野生動植物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促すための緑の回廊を設定し、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全に努める。

2 位置及び区域の概定に当たっての考え方

緑の回廊は、原則として脊梁山脈、主要山脈等に設定することとし、次の考え方で位置及び区域を概定するものとする。

- (1) 緑の回廊は、原則として、既存の保護林をそれぞれ連結するとともに、森林生態系として保護・保全することが適當と判断される規模、形状を有するものとなるよう設定する。
- (2) 緑の回廊は、野生動植物の分布、保護林の配置状況等を勘案し位置及び区域を概定し、野生動物の移動等に適した地理的条件等を考慮しルートを検討するものとするが、区域の決定に当たっては、原則として尾根、沢等の明確な地勢線をもって区画し、林小班単位で設定することとする。

3 ルートの選定に当たっての考え方

緑の回廊のルートは、2により概定した位置及び区域に対し、次の各号を勘案して設定する。なお、特定の機能類型区分に限定しないこととするが、自然維持タイプを多く含むよう配慮する。

- (1) 野生動植物の生息・生育地間を効率的かつ効果的に連結させるため、極力、複雑な形状を避けて連結する。
- (2) 緑の回廊の連續性を妨げる程の急峻な地形を避けることとする。
- (3) 道路や河川等で分断される場合は、迂回するルート等も考慮する。
- (4) 保護林と緑の回廊との接続部の森林は、極力、林相が同質なものとなるよう配慮する。

(5) 極力、里山から離れた奥地に設定するとともに、農林業被害の防止に十分配慮する。

(6) 野生動物の移動や休息・採餌等に適した環境を有する箇所をできるだけ含むよう配慮する。

(7) 緑の回廊のルートの設定に当たり、既存の権利関係等については次による。

貸付契約地等、分収造林地、分収育林地及び共用林野に区分されている林小班については、既存の権利を優先させることとし、緑の回廊の区域から除外する。

(ただし、共用林野については、緑の回廊の連続性を確保するため止むを得ない場合は、現行の権利関係を前提に、緑の回廊へ編入する。)

4 着目する野生生物種

着目する野生生物種については、別添「評価項目」のとおりとする。特に、緑の回廊設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、同評価項目のうち「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に掲げる事項等に留意するものとする。

5 幅と長さ

(1) 緑の回廊の幅と長さについては、次の各号によるものとする。

ア 緑の回廊の幅は、「緑の回廊設定要領の運用について」(平成12年3月22日付け林野庁経営企画課長通達)別表の1(1)ツキノワグマ又はヒグマの場合の幅とし、原則として2kmとする。

イ 緑の回廊で連結される保護林間の距離が設定要領の運用についての基準よりも短い場合には、エッジ効果(断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響)を回避する幅を確保すればよいこととし、緑の回廊で連結される保護林間の距離が設定要領の基準よりも長距離にわたる場合又は河川や道路等により分断される場合には、着目種の生息分布及び行動特性を踏まえ、幅の広い箇所の設定に努める。

ウ 地理的に十分な幅の確保が困難な場合や、緑の回廊の設定時の着目種に係る適切な幅に関する知見が不十分である場合については、エッジ効果を回避する幅を確保することを基準とする。

(2) 当該緑の回廊の設定後において後発的に実施する林地開発行為等が、当該緑の回廊の区域に掛かる場合にあっては、野生生物の移動経路の分断を確実に避けるとともに、当該生態系の連続性を維持するために必要な幅と長さ(規模、形状等)を確実に確保するものとし、別添「評価項目」の「4 緑の回廊の連続性の維持に関すること」に留意するものとする。

6 緑の回廊を設定する区域等

緑の回廊を設定する区域は三国山脈を主とする区域とし、位置等については別図による。

第2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

1 伐採に関する事項

緑の回廊において伐採を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化に努める。
- (2) 伐採箇所の選定に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。
- (3) 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮する。
- (4) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡回等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。
- (5) 緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するための小規模な伐採を必要に応じて実施する。

2 更新・保育に関する事項

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (2) 下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努める。
- (3) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となるヤマブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。
- (4) 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期に配慮する。

第3 緑の回廊の管理に関する事項

1 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
- (2) 林地開発行為等への対応として、設定趣旨を十分に踏まえ、慎重に対応する。ただし、公用、公共用など公益性の高いものについて、上記第1の4「着目する野生生物種」における内容を十分に考慮し、当該緑の回廊への影響度合いや野生生物の移動経路の確保などを総合的に検討して対応する。
- (3) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。
- (4) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。

2 施設の整備に関する事項

- (1) 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施するものとする。
 - ア 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。また、その維持管理を適切に実施する。
 - イ 路網及び歩道については、側溝を作設する場合にはL字型の側溝を採用する等野生動物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮し、維持管理に努める。
 - ウ 治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生動植物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮する。また、その維持管理に努める。
- (2) 施設の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とする。
また、施設整備に伴い植栽を行う場合には、郷土種の植栽に努める。

第4 緑の回廊のモニタリングに関する事項

1 緑の回廊におけるモニタリング（継続的観測・記録）については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) モニタリングに当たっては、林学、生態学、遺伝学等について学術的知見を有する者の協力を得るとともに、その目的に応じて林内の定点観測等を実施する。また、必要に応じ自然保護団体等の協力を得ることとする。
- (2) モニタリングに当たっては、地域ごとにその対象とする野生動植物種等を明確にするとともに、対象とする種と他の野生動植物種との関係及び野生動物による獣害の把握にも努めることとする。

2 モニタリングの結果得られた知見については、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとし、モニタリングの結果、既設の緑の回廊の区域を変更すべきと判断される場合には区域の見直し等を行う。

3 モニタリングの結果については、節毎に報告書等をまとめるほか、希少動植物の保護に配慮しつつ広く情報提供に努めるものとする。

- (1) 報告書等の情報については、林学、生態学、遺伝学等の学術的な有効利用を図る目的で広く情報提供に努める。
- (2) 情報提供に当たっては、広く一般に周知する目的で、マスコミ発表等により報告書そのものの存在を明らかにするとともに、森林管理局開設のホームページにその概要を掲載する。

4 その他

林地開発行為等における工事の実施中及び供用開始後において、開発行為をした者が行う事後調査の結果等を確認するとともに、長期的なモニタリングを継続して実施するものとする。

第5 その他留意事項

1 普及啓発等

- (1) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさない範囲で、国有林における緑の回廊への取組についての国民の理解を深めるため、様々な機会をとらえ、広報を行うものとする。

また、国有林における緑の回廊の設定から得られた知見については、都道府県や市町村等に対して情報提供を行う。

(2) 緑の回廊の設定、管理等を適切に行うため、環境省等関係行政機関、地方公共団体等との連携に努める。

2 その他

モニタリング調査の結果や公益上の理由により区域の変更等が必要になった場合は保護林管理委員会の意見を聴取し適切に行う。特に、林地開発行為等に対応するものとして区域の変更等を行う場合にあっては、森林生態系の連続性を維持することについて十分に配慮するものとする。